

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

現行						改正						改正理由
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)						
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	
		(略)						(略)				
10	グローバルイノベーション研究機構	教授（国際的に優れた研究業績を有する研究者で、本学が特に必要と認める者に限る。）	(略)	(略)	(略)	10	グローバルイノベーション研究機構	スーパー教授	(略)	(略)	(略)	

附 則 (規程第 18 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。